

相生市暴力団排除条例（案） に対する意見の募集について

暴力団は、市民の生活や社会経済活動に深く入り込み、暴力を背景とした様々な資金調達活動を行い、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

この条例は、相生市における暴力団の排除の推進に関して、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団による不当な影響の排除を推進し、安全で安心な市民生活の確保を図っていくうえで必要なものです。

そこで、相生市が作成した暴力団排除条例の（案）を公表し、市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

1 意見提出期間

平成24年5月11日（金） ～ 平成24年5月24日（木）

2 ご意見を提出できる方

- （1）相生市に住所がある方
- （2）相生市に事務所又は事業所がある方
- （3）相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- （4）相生市内の学校に在学する方
- （5）相生市に納税義務がある方
- （6）この条例に利害関係がある方

3 意見の提出方法

必ず住所、氏名を明記のうえ、郵便（提出期限必着）、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出ください。（様式は自由）

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

4 条例（案）の入手方法

「相生市暴力団排除条例」（案）は、市ホームページ、市役所1号館2階公文書公開コーナー又は総務課総務係でご覧いただけます。

5 その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ・意見提出先

〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号

相生市企画管理部総務課 総務係

電話 (0791) 23-7126

FAX (0791) 22-6439

電子メール somu@city.aioi.hyogo.jp